人事 院は、 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) に基づき、 人事院規則二一三 (人事 院事務総局

等の組織)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月三十一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則二—三—三九

人事院規則二―三 (人事院事務総局等の組織) の一部を改正する人事院規則

人事 院規則二—三 (人事院事 務総 局等の 組 織 の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

次の 表により、 改正 前 欄に 掲げ る規定の傍線 を付 した部分 (以 下 「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改 Ē 後 欄 に 撂 げ る規 定 0 傍線部 分が あるも \mathcal{O} は、 これを当該傍線 部 分の ように改め、 改正 後欄 に 掲 げ る規

定 0 傍 線部 分でこれに対 応す る改 正 前 欄 に 掲げ る規定 の傍 ⅓線部: 分が な 1 ŧ \mathcal{O} は これを加え、 改正 前 欄 に 掲

げる規定 の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の 傍線 部分がな いものは、 これを削る。

(審議官、公文書監理官、サイバーセキュリテ	改正後
(審議官、公文書監理官、サイバーセキュリテ	改正前

2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略)	・3 (略) 第八条 (略) 議官) 第八条 (略) 議官) 第八条 (第)	・青報匕番義言、戦員団本番義言及び式険番 イ・青報匕番義言、
---	--	---------------------------------

				/-/				
	(削る)	一~三(略)	つかさどる。	第十二条の四 情報管理室は、次に掲げる事務を	(情報管理室の所掌事務)	المراكر °	五 人事院の保有する個人情報の保護に関する	一~四 (略)
に し と の に に の に の に の に の に の に の に 。 に に 。 に に 。 に	四 人事院の保有する個人情報の保護に関する	一~三(略)	つかさどる。	第十二条の四 情報管理室は、次に掲げる事務を	(情報管理室の所掌事務)		(新設)	一〜四 (略)

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。